

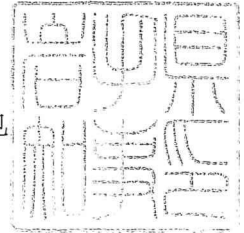
産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県奥州市胆沢南都田字下広岡323番地1

氏名 株式会社広岡組 代表取締役 星 壽二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 3年 9月 6日

許可の有効年月日 令和 6年 7月26日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理（減容処理）

取扱う産業廃棄物

- ・廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）

以下余白

(2) 中間処理（破碎処理）

取扱う産業廃棄物（自動車等破碎物を除く。）

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず（廃畳に係るものに限る。）
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類（アスファルト廃材、コンクリート廃材、レンガくず及び瓦くずに限る。）

以下余白

(3) 中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）

取扱う産業廃棄物

- ・木くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（これらのうち廃石膏ボードを除く。）
- ・がれき類（アスファルト廃材、コンクリート廃材、レンガくず及び瓦くずに限る。）

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 減容施設

- ア 設置場所 岩手県奥州市胆沢若柳字上萩森32番1
- イ 設置年月日 令和3年6月19日
- ウ 処理能力 廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）
0.1864t/日（0.0233t/時間）

エ 設置許可年月日 ー（設置許可対象外施設）

オ 設置許可番号 ー（設置許可対象外施設）

(2) 破碎施設 I

- ア 設置場所 岩手県奥州市胆沢若柳字上萩森32番1

（以下、裏面記載）

イ 設置年月日 平成14年11月18日
 ウ 処理能力 廃プラスチック類 48.75t/日 (6.09t/時間)
 金属くず 98.37t/日 (12.3t/時間)
 紙くず 52.23t/日 (6.53t/時間)
 繊維くず (廃置に係るものに限る。) 20.89t/日 (2.61t/時間)
 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち廃石膏ボードに限る。)
 139.29t/日 (17.41t/時間)

エ 設置許可年月日 平成29年7月28日
 オ 設置許可番号 第217007-8号
 カ 保管施設 別表のとおり

(3) 破碎施設Ⅱ

ア 設置場所 岩手県奥州市胆沢若柳字上萩森32番1
 イ 設置年月日 令和元年7月29日
 ウ 処理能力 がれき類 (アスファルト廃材、コンクリート廃材、レンガくず及び瓦くずに限る。)
 773.6t/日 (96.7t/時間)
 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち廃石膏ボードを除く。)
 773.6t/日 (96.7t/時間)

エ 設置許可年月日 令和元年7月29日
 オ 設置許可番号 第119082-3号
 カ 保管施設 別表のとおり

(4) 破碎施設Ⅲ

ア 設置場所 奥州市胆沢若柳字上萩森32番1
 イ 設置年月日 令和3年6月19日
 ウ 処理能力 木くず 176.4t/日 (22.05t/時間)

エ 設置許可年月日 令和3年5月6日
 オ 設置許可番号 第121082-07号

(5) 移動式破碎施設Ⅰ

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県奥州市胆沢南都田字下広岡323番1)
 イ 設置年月日 平成24年9月1日
 ウ 処理能力 木くず 75.2t/日 (9.4t/時間)

エ 設置許可年月日 平成24年8月22日
 オ 設置許可番号 第112082-9号

(6) 移動式破碎施設Ⅱ

ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県奥州市胆沢南都田字下広岡313番1)
 イ 設置年月日 平成24年9月1日
 ウ 処理能力 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず (これらのうち廃石膏ボードを除く。)、がれき類 (アスファルト廃材、コンクリート廃材、レンガくず及び瓦くずに限る。)
 920t/日 (115t/時間)

エ 設置許可年月日 平成24年8月22日
 オ 設置許可番号 第112082-8号

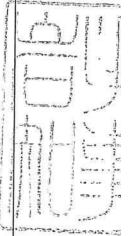
以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な

(以下、2枚目記載)



措置を講ずること。
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成 6年 7月 27日 当初許可
平成 6年 11月 29日 変更届出書受理 (名称を有限会社広岡組から変更したこと。)
平成 7年 8月 11日 変更届出書受理 (中間処理 (破碎処理) に移動式破碎機による処理を追加したこと。)
平成 11年 7月 27日 更新許可
平成 13年 5月 24日 変更届出書受理 (破碎施設の更新を行ったこと。)
平成 13年 8月 9日 変更届出書受理 (焼却施設に係る保管場所の面積及び積み上げることができる高さを変更したこと。)
平成 13年 9月 10日 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に紙くず、ガラスくず及び陶磁器くずを追加したこと。)
平成 14年 3月 22日 変更届出書受理 (焼却施設及び固定式破碎施設の設置場所及び保管施設の設置場所を、岩手県胆沢郡胆沢町若柳字上萩森 3 2 番から変更したこと。)
平成 15年 2月 4日 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に廃プラスチック類、金属くず、木くず、繊維くずを追加したこと。)
平成 16年 7月 27日 更新許可
平成 17年 3月 14日 事業範囲の変更許可 (中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理) に木くずを追加したこと。)
平成 19年 6月 21日 変更届出書受理 (本店所在地を奥州市胆沢区南都田字上広岡 3 1 0 番地から変更したこと。)
平成 20年 6月 18日 変更届出書受理
(1) 破碎施設 I に係る保管施設の概要を変更したこと。
(2) 破碎施設 II の設置場所及び保管施設の概要を変更したこと。
(3) 破碎施設 III の設置場所及び保管施設の概要を変更したこと。
(4) 破碎施設 IV の設置場所を変更したこと。
(5) 破碎施設 V を追加したこと。
平成 20年 10月 6日 事業範囲の変更許可 (中間処理 (破碎処理) するガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについて、「廃石膏ボードを除く。」とする限定を解除したこと。)
平成 21年 7月 15日 変更届出書受理
(1) 事業の範囲から紙くず、木くずの中間処理 (焼却処理) を削除したこと。
(2) 事業の範囲から繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち廃石膏ボードに限る。) の中間処理 (破碎処理) を削除したこと。
(3) 保管施設の概要を変更したこと。
平成 21年 7月 27日 更新許可
平成 22年 1月 18日 変更届出書受理 (木くずの破碎施設 (固定式・移動式) を削除したこと。)
平成 26年 4月 16日 変更届出書受理 (代表者を星壽一から変更したこと。)
平成 26年 6月 4日 変更届出書受理
(1) 保管施設の概要を変更したこと。
(2) 廃プラスチック類の破碎施設において処理する産業廃棄物の種類から木くずを削除したこと。
平成 26年 7月 27日 更新許可
平成 26年 9月 1日 変更届出書受理 (がれき類の移動式破碎施設及び木くずの移動式破碎施設を追加したこと。)
平成 26年 10月 17日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)
平成 30年 1月 30日 変更届出書受理
(1) 移動式破碎施設 I の駐機場を変更したこと。
(2) 移動式破碎施設 II の駐機場を変更したこと。
(3) 保管施設 II の概要を変更したこと。
平成 30年 3月 7日 変更届出書受理 (破碎施設 II の処理能力を変更したこと。)
平成 30年 3月 14日 事業範囲の変更許可
(1) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずについて、「

(以下、裏面記載)

(「(廃石膏ボードを除く。)」とする限定を解除したこと。
(2) 産業廃棄物の種類に紙くず、繊維くず(廃量に係るものに限る。
)を追加したこと。

令和 元年 7月27日 更新許可

令和 元年 9月27日 変更届出受理

(1) がれき類の破碎施設を1施設追加したこと。
(2) がれき類の破碎施設を1施設廃止したこと。
(3) 保管施設の概要を変更したこと。

令和 3年 7月 9日 変更届出書受理

(1) 木くずの破碎施設を1施設追加したこと。
(2) 木くずの破碎施設を2施設廃止したこと。
(3) 保管施設の概要を変更したこと。

令和 3年 9月13日 事業範囲の変更許可(中間処理(減容施設)に廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。)を追加したこと。)

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白



別表（保管施設の概要）

保管施設 I（破碎施設 I に関するもの）

所在地：岩手県奥州市胆沢若柳字上萩森 3 2 番 1

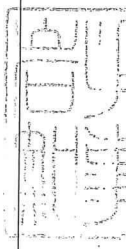
廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類①	3.15	31.00	57.60	20.16	鉄骨構造建 屋内 容器保管
廃プラスチック類②	1.60	68.40	40.896	14.314	鉄骨構造建 屋内
金属くず	2.10	7.26	9.60	10.848	鉄骨構造建 屋内 容器保管
紙くず①	1.2	28.0	16.42	4.926	鉄骨構造建 屋内 鉄製コンテ ナ 2 個保管
紙くず②	2.85	49.0	45.09	13.527	鉄骨構造建 屋内 鉄製カゴ 27 個保管
繊維くず（廃量に係 るものに限る。）	2.0	28.0	40.00	4.8	鉄骨構造建 屋内 バラ積み保 管
ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁 器くず（これらのう ち廃石膏ボードに限 る。）①	2.85	49.0	45.09	45.09	鉄骨構造建 屋内 鉄製カゴ 27 個保管
ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁 器くず（これらのう ち廃石膏ボードに限 る。）②	1.25	28.0	11.67	11.67	鉄骨構造建 屋内 バラ積み保 管
ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁 器くず（これらのう ち廃石膏ボードに限 る。）③	2.0	21.0	26.8	26.8	鉄骨構造建 屋内 鉄製特大コ ンテナ 1 個 保管

処分のための保管

(以下、裏面記載)

※このファイルは許可証の写しであり、証明等に使用できません。

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分後の保管	廃プラスチック類	1.50	41.296	48.849	—	鉄骨構造建 屋内
	金属くず	2.00	14.64	26.80	—	鉄骨構造建 屋内 容器保管
	紙くず	1.2	14.82	16.42	—	鉄骨構造建 屋内 鉄製コンテ ナ保管
	繊維くず（廃畳に係 るものに限る。）	1.2	29.64	32.84	—	鉄骨構造建 屋内 鉄製コンテ ナ保管
	ガラスくず、コンク リートくず及び陶磁 器くず（これらのう ち廃石膏ボードに限 る。）	1.2	29.64	32.84	—	鉄骨構造建 屋内 鉄製コンテ ナ保管



(以下、4枚目記載)

※このファイルは許可証の写しであり、証明等に使用できません。

保管施設Ⅱ（破碎施設Ⅱに関するもの）

所在地：岩手県奥州市胆沢若柳字上萩森32番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類（アスファルト廃材）	2.5	100	83.33	—	—
	がれき類（コンクリート廃材）	2.5	150	125.00	—	—
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.0	16.0	5.33	—	—
	レンガ、瓦	1.0	16.0	5.33	—	—
処分後の保管	ガラスくず	2.0	16.0	10.67	—	鉄骨構造建屋内
	アスファルト廃材	2.5	272.0	298.3	—	屋外、L字型擁壁による仕切を設置
	コンクリート廃材及びコンクリートくず					
	陶磁器くず	1.0	29.2	11.93	—	屋外

保管施設Ⅲ（破碎施設Ⅲに関するもの）

所在地：岩手県奥州市胆沢若柳字上萩森32番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	木くず①	3.25	208	246.5	135.6	鉄骨構造建屋内 コンクリート舗装
	木くず②	3.0	290	609.0	334.95	屋外保管 コンクリート舗装
処分後の保管	木くずチップ (50mmアンダー材)	2.5	200	208.3	114.6	鉄骨構造建屋内 コンクリート舗装
	木くずチップ (オーバー材・ダスト材)	1.25	25	10.4	5.7	鉄骨構造建屋内 コンクリート舗装

(以下、裏面記載)

※このファイルは許可証の写しであり、証明等に使用できません。

保管施設Ⅳ（減容施設に関するもの）

所在地：岩手県奥州市胆沢若柳字上萩森32番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。)	—	35	14.6	0.073	屋内保管
	廃プラスチック類 (廃発泡スチロールに限る。)	—	26.8	53.6	0.27	屋内保管 コンテナ使用
処分後の保管	廃プラスチック類 (廃発泡スチロール インゴット)	—	6.8	8.2	6.8	屋内保管 コンテナ使用

以下余白